

野並住宅エレベーター工事（第5・6工区）

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
ELV-00	表紙・図面目録	——
A	エレベーター工事特記仕様書1	——
B	エレベーター工事特記仕様書2	——
C	エレベーター工事特記仕様書3	——
01	全体配置図・工事概要	1/600
02	ピット平面図	1/100
03	1階平面図	1/100
04	2階平面図	1/100
05	3～10階平面図	1/100
06	屋根伏図	1/100
07	E/V平面詳細図（1）	1/50
08	E/V平面詳細図（2）	1/50
09	E/V断面詳細図	1/50
10	エレベーター詳細図（1）	1/30
11	エレベーター詳細図（2）	1/50、1/30

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事（積算）番号 H28012J01190

課長	主幹	課長補佐	主任主査	担当

項 目	特 記 事 項
【EV設備工事】	■総則編 1章 一般共通事項■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	A. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない項目は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事項目管理要領 なお、公共住宅建設工事共通仕様書で監督員とあるものは、監督職員と読みかえる。この監督職員は、工事監理業務を委託して行われた場合にあっては、工事監理業務の受注者が選任した者を含むものとする。 B. 特記事項は、○印のついたものを適用する。◎印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 C. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。
1.1.3 設計図書の適用	* 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2)から5)に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成28年4月1日適用)に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi_jyutsu/H28sekkeihenhoukyouryou.pdf)
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.2.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付け国総建第318号国土交通省総合政策局建設業課長通知)によるものとする。
1.2.5 電気保安技術者	・適用する ※適用しない
1.2.14 発生材の処理等	1. 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 2. 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法:) ※ 無 現場において再利用を図るもの: A. 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データと併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) 3) 建設廃棄物処理計画書(実施書)(様式7) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(または?)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとす。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 C. 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 [] * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi_jyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/unyou/sossenriyou.pdf を参照。)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html F. 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法:)
1.3.1 足場、その他	2. 定置する足場、棧橋、リフト等の設置: ※ 建築工事 ・ 本工事 ・ 別契約工事 足場: (幅: ・ 0.9 ※ 1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年度版)」の総則編1.3.1足場、その他の2の規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)に

項 目	特 記 事 項
1.3.4 監督職員事務所	より、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 3. 仮囲い: ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板(H=3.0m) ・波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による 4. 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設: ・設ける ※設けない A. 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m ² 程度 B. 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り C. 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全带、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 2) 選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。
1.3.5 受注者事務所その他	1. 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 3. 工事PR看板(愛知県建設部「PR看板設置要綱」による): ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。
1.5.1 環境への配慮	A. 「愛知県公共建築グリーン整備基準」(平成19年版): ※適用する(評価シートの作成: ・する ◎しない) ・適用しない B. 「愛知県環境物品等調達方針」(http://www.pref.aichi.jp/0000009402.htmlを参照。)別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。
1.8.1 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/を参照。)に基づく。 C. 成果品の提出回数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前: 工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中: ①右図(参考図)に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 3) 完成時: 外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 * デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。
1.8.4 完成図その他	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他 [] B. 次の図面を監督職員の指示によりマイクロフィルム作成を行うと共に、第二原図(PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品)A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図(変更設計図を含む) 2) 完成図 C. 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない * 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材(機材)一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの 火災保険等 * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。)保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。 常備図書 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書[平成25年度版](「機材の品質・性能基準」を含む。) 建設業退職金共済制度 * この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。 施工体系図の掲示 * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 各種調査への協力 * 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をする。

件名	600程度
位置	
工程	
備考	
撮影年月日	
450程度	

株式会社岡田建築計画事務所		野並住宅エレベーター工事(第5・6工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第56555号		岡田 隼一		縮尺
一級建築士登録番号 第201279号 建築設計一級建築士登録番号 第3379号 真備祥也		検印	製印	設計
H28年3月		愛知県建設部建築局公営住宅課		ELV-A

項目	特記事項												
<p>工事中の安全管理</p> <p>工事コスト調査の協力</p> <p>光熱水費</p> <p>特定住宅取壊担保責任</p> <p>工事費内訳明細書</p> <p>騒音・振動対策</p> <p>排出ガス対策型建設機械</p> <p>貨物自動車等の車種規制</p> <p>特定特殊自動車の燃料</p> <p>工事の下請負</p> <p>施工体制 現場代理人</p>	<p>* 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。</p> <p>* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。</p> <p>* 「特定住宅取壊担保責任の履行の確保に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない</p> <p>* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書の提出： ・要する ※要しない</p> <p>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。</p> <p>作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：</p> <p>排出ガス対策型建設機械 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW） (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））</p> <p>貨物自動車等の車種規制 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/)</p> <p>* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。</p>												
13.2.1 適用範囲	<p>■機械編 13章 エレベーター設備工事■</p> <p>* 設置するエレベーターは「総則編1.5.2の2(3)に示す基準」の基準以上の性能を有すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形 式</th> <th>積載量</th> <th>定員</th> <th>定 格 速 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※RU-9-2S-4 5 (T, W, Q, F)</td> <td>600kg</td> <td>9名</td> <td>45m/min (1.0階以下)</td> </tr> <tr> <td>・RU-9-2S-6 0 (T, W, Q, F)</td> <td>600kg</td> <td>9名</td> <td>60m/min (1.1階以下)</td> </tr> </tbody> </table>	形 式	積載量	定員	定 格 速 度	※RU-9-2S-4 5 (T, W, Q, F)	600kg	9名	45m/min (1.0階以下)	・RU-9-2S-6 0 (T, W, Q, F)	600kg	9名	60m/min (1.1階以下)
形 式	積載量	定員	定 格 速 度										
※RU-9-2S-4 5 (T, W, Q, F)	600kg	9名	45m/min (1.0階以下)										
・RU-9-2S-6 0 (T, W, Q, F)	600kg	9名	60m/min (1.1階以下)										
13.2.2 基本仕様	<p>1. 運転操作方式 ※方向性乗合全自動乗捨て方式 ・群乗合全自動方式（2台併設時） ・全自動群管理方式（3台以上併設時） 基準階昇降機能 ・付加する ※付加しない</p> <p>4. 設計用震度</p> <p>* 耐震安全性の分類： ※ 耐震クラスA 14 ・ 耐震クラスS 14</p> <p>5. 地震時管制運転装置 (3) 免震構造及び制振構造の建築物への地震感知器の設定Gal：（ ） (6) (ニ)長尺物振れ管制運転 ・備える ・備えない</p> <p>9. 電源盤・制御盤 設置位置： ※昇降路内 ・乗場</p> <p>17. かご (4)かご内正面の幅木： ・設置する ※設置しない</p> <p>18. 乗場 (1)乗場枠の仕上： ・ラッカー塗装仕上 ・合成樹脂系塗装並仕上 ・化粧鋼板 ※メーカー仕様による (2)乗場の戸の仕上： ・ラッカー塗装仕上 ・合成樹脂系塗装並仕上 ・化粧鋼板 ※メーカー仕様による</p> <p>25. 電気配線・配管 保守遠隔監視用（電話回線） 配管・配線：図面による []</p>												
13.2.3 付加仕様	<p>1. 停電時救出運転装置：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>2. 火災時管制運転装置：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>火災報知設備との連動：※行う ・行わない</p> <p>3. 動力用電源：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>4. エレベーター内防犯カメラシステム：※設置する（仕様：下記による） ・設置しない 1) 撮影機能：広角レンズ付きデジタルカメラ、解像度25万画素以上 2) 録画機能：デジタルハードディスク等記録装置、記憶容量30GB以上 3) その他：外部接続端子（モニター、レコーダー、コンピューター等を接続すれば画像の確認及び抽出画像のバックアップが可能なもの。）、防犯カメラ設置表示ステッカー（乗降口及びかご内）</p> <p>5. 乗場：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>6. 視覚障害者向仕様（点字表示等）：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>7. 警報装置： ・適用する ※適用しない</p> <p>8. 中間ビーム： 図面による []</p> <p>9. 昇降路救出口：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>10. フェッシャープレート：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>11. 乗場枠：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>12. 集中監視盤：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>13. 自動通報システム：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>14. 各階強制停止装置：※適用する ・適用しない 作動時間：0：00～6：00（外部からの呼びでも機能すること） 夜間各階停止運転表示板：※適用する ・適用しない （建物出入口階E Vホール及びかご内に設置）</p>												

項目	特記事項																											
13.2.4 福祉型仕様	<p>夜間各階停止運転 について このエレベーターは、防犯上、夜間の直通運転を取り止め、各階停止運転に自動的に切り替わります。目的階へ行くのに多少遅れますが、ご協力ください。 (各階停止運転を行う時間) 深夜 0：00～午前 6：00</p> <p>乳白色アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み 点字付き</p> <p>【夜間各階停止運転表示板】</p> <p>15. 遠隔点検：・適用する ・適用しない ※図面による</p> <p>16. かご養生：※適用する ・適用しない 監督職員の指示する期間、養生カバー（マグネット式）及び保護マットを施す。</p> <p>17. かご出入口検出器：※適用する ・適用しない ・図面による</p> <p>18. 自動診断修復運転： ・適用する ・適用しない</p> <p>19. その他：下記の事項を適用する</p> <p>* エレベーターの設置数が複数の場合、エレベーター番号を追番号で明記したプレート（巾110mm×高さ50mm）をかご内操作盤上部に取付ける。昇降かごの上部に、作業上便利のように運転停止用スイッチを取付ける。</p> <p>自動着床装置： ※適用する ・適用しない 専用乗場ボタン： ※適用する ・適用しない かご内専用操作盤：※適用する ・適用しない かご内手すり： ※適用する ・適用しない かご内鏡： ※適用する ・適用しない かご出入口検出器：※適用する ・適用しない キックプレート： ※適用する ・適用しない 視覚障害者用装置：※適用する ・適用しない</p>																											
13.2.6 別途工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇降路築造工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各階出入口の穴明け工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ピット内防水工事及排水設備工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>昇降路ピット内点検用コンセント設置工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>昇降路の煙感知器設置工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 別途工事については、各工事関係者と十分な打合せ等を行い、本工事を遺漏なく完了する。 2) 電源引込み工事については、動力用及び電灯電源の制御盤の一次側までの引込み工事及びアース工事（配管配線並びに受電用一次端子への接続まで）とする。 3) メーカー仕様の都合により制御盤の電気工事の追加施工が必要となる場合は、エレベーター工事に施工する。 4) 追加のインターホン工事に必要な配管・配線はエレベーター工事に施工する。 5) 昇降路内の機器の配置と突出物に対する保護措置はエレベーター工事に施工する。</p>		建築工事	電気工事	昇降路築造工事	※		各階出入口の穴明け工事	※		乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事	※		ピット内防水工事及排水設備工事	※		動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事		※	昇降路ピット内点検用コンセント設置工事		※	昇降路の煙感知器設置工事		※	遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事		※
	建築工事	電気工事																										
昇降路築造工事	※																											
各階出入口の穴明け工事	※																											
乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事	※																											
ピット内防水工事及排水設備工事	※																											
動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事		※																										
昇降路ピット内点検用コンセント設置工事		※																										
昇降路の煙感知器設置工事		※																										
遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事		※																										
その他	<p>* 乗用エレベーターに要する設備一切をなすものとして、監督職員の指示に従い遺漏なく期日までに、手続き、施工、試験並びに官公庁の竣工検査の一切を完了する。また、設計図又は仕様書において、これらの手続き等を完全に果たし得ない疑義を発見した場合には、直ちに監督職員と協議の上でその指示を受ける。 * 各部の製作図面及び意匠仕上げの見本を監督職員に提出し、承認を得て着手する。 * 本工事に使用する材料は、日本工業規格に適合するものとする。 * 機械レール及びブラケット等の据付にあたっては、運転時の騒音防止に特に留意する。 * インターホンは組込型とする。 * カゴ内コンセント（100V）を設置する。 * 巻き上げ機は建物最下階F Lよりも上部に設置する。 * かごの戸：※防犯窓有（ガラス表面とかごの戸と段差0mm） ・窓無 * トランク部：内に積載容量を表示する * 照明：所要照度は平均水平面照度50lx以上とする * 乗場の戸：※防犯窓有（ガラス表面とかごの戸と段差0mm） ・窓無 * インターホン連絡箇所： 図面による （設置高さは、1m以下とする。） 1) エレベーターの故障でかご室内で缶詰状態になった場合に、外部インターホンと連絡するか、万一連絡できないときは電話回線により自動的に保守会社に連絡して通話（通報）できるシステムを取付可能な仕様とする。なお、この場合電話回線の開設及び維持は、保守契約に含む。 * エレベーター安全装置設置済マークを表示すること。 * 表示：次のプレートを取付ける</p>																											

	株式会社岡田建築計画事務所		野並住宅エレベーター工事（第5・6工区）		図面番号
	一級建築士登録番号 第56505号		エレベーター工事特記仕様書 2		縮尺 ELV-B
岡田 結一					
一級建築士登録番号 第201273号 技術設計一級建築士登録番号 第3379号 鳥居 祥也	検 印	製 印	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		H 2 8 年 3 月			

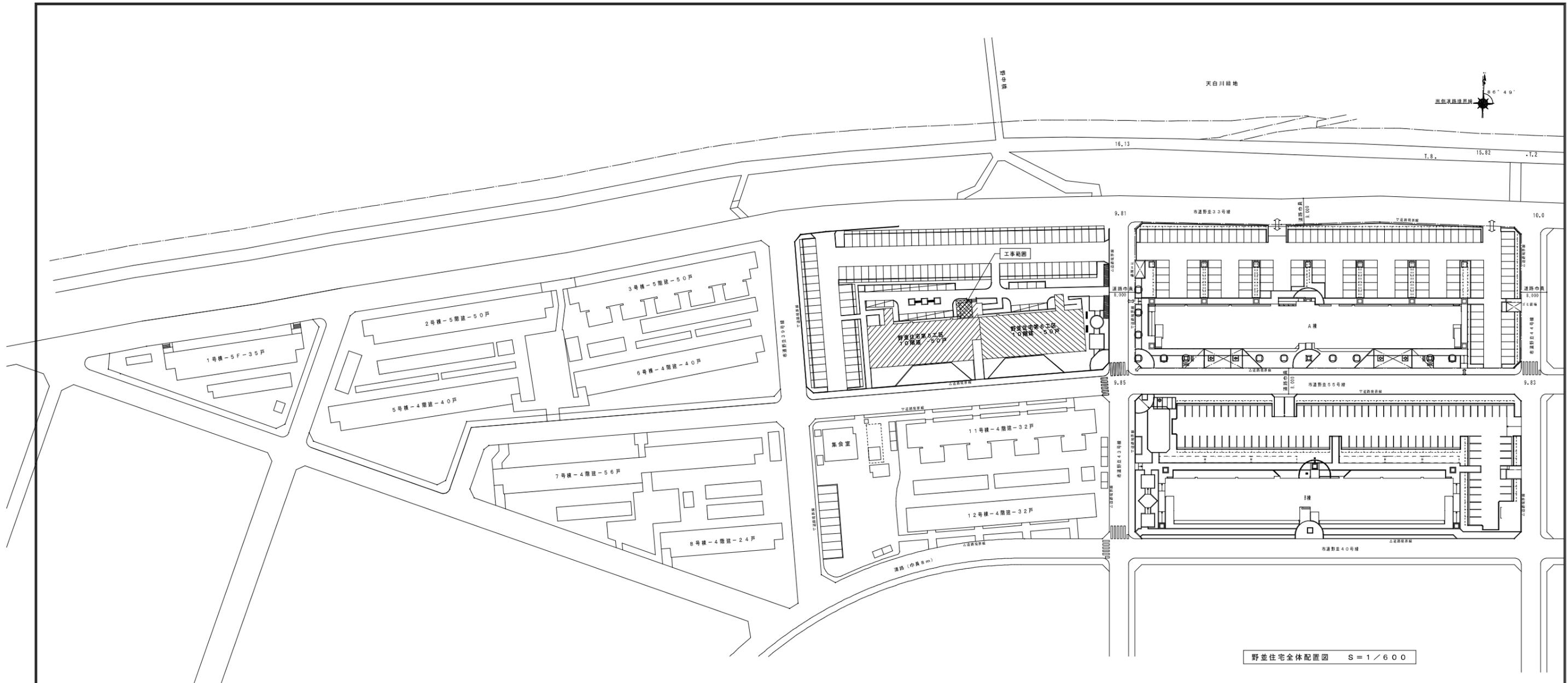
特記仕様書

項目	特記事項
	<p>エレベーターの安全な使い方</p> <p>I エレベーターの中では 1. 操作盤は必要なもの以外はさわらないようにしてください 2. エレベーター内で跳んだり、はねたりしないでください。途中でとじこめられることがあります</p> <p>II エレベーターの扉は 1. エレベーターの扉は自動式ですから扉にさわったり無理に手であけたりしめたりしないでください 2. 各扉のしきい溝にごみなどをつまらせないように各扉は荷物などぶつけないようにしてください</p> <p>III エレベーター故障とか停電のときには 1. 途中で止まってとじこめられてもあわてることなく又無理に外に出ようとしないでください (停電の場合非常灯がつかまず)</p> <p>2. ブザーが鳴っている場合はエレベーター故障です。エレベーター外部と連絡をとり管理人又は下記会社まで連絡してください</p> <p>IV エレベーターが故障で止まった場合は下記に連絡してください 会社名 電話 平日 夜間・休日</p> <p style="text-align: center;">260</p> <p>透明アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み後 面白色塗装 点字付き</p> <p>【かご内注意銘板】</p>
	<p>ご利用の皆様へお願い</p> <p>1. インターホンボックスのベルが鳴ったときはエレベーター(異常が発生したときです。ベルが鳴っているときはボックスのふたをあけてインターホンを撮りください)</p> <p>2. インターホンボックスのベルが鳴ったときはボックスのふたをあけてインターホンを撮りください</p> <p>3. かごの中のひと話し、ただちに下記サービス会社まで連絡してください 会社名 電話 平日 夜間・休日</p> <p style="text-align: center;">380</p> <p>乳白色アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み</p> <p>【インターホン取扱注意銘板】 (インターホンBOX設置際に限る)</p>
非常時通話 (通報)	<p>管理システム</p> <p>* 非常時通話 (通報) システムを契約する場合、電話回線申込手続き及び毎月の利用料金を含めた必要な経費をその保守管理契約に含むこと。</p>

平成28年12月16日改訂

項目	特記事項

	株式会社岡田建築計画事務所	野並住宅エレベーター工事 (第5・6工区)	図面番号
	一級建築士登録番号 第56555号	エレベーター工事特記仕様書 3	縮尺
	岡田 鎧一		ELV-C
一級建築士登録番号 第201279号 設計設計一級建築士登録番号 第3379号 馬場祥也	検印 製印	設計 H28年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課



工事場所：名古屋市天白区福池一丁目80番

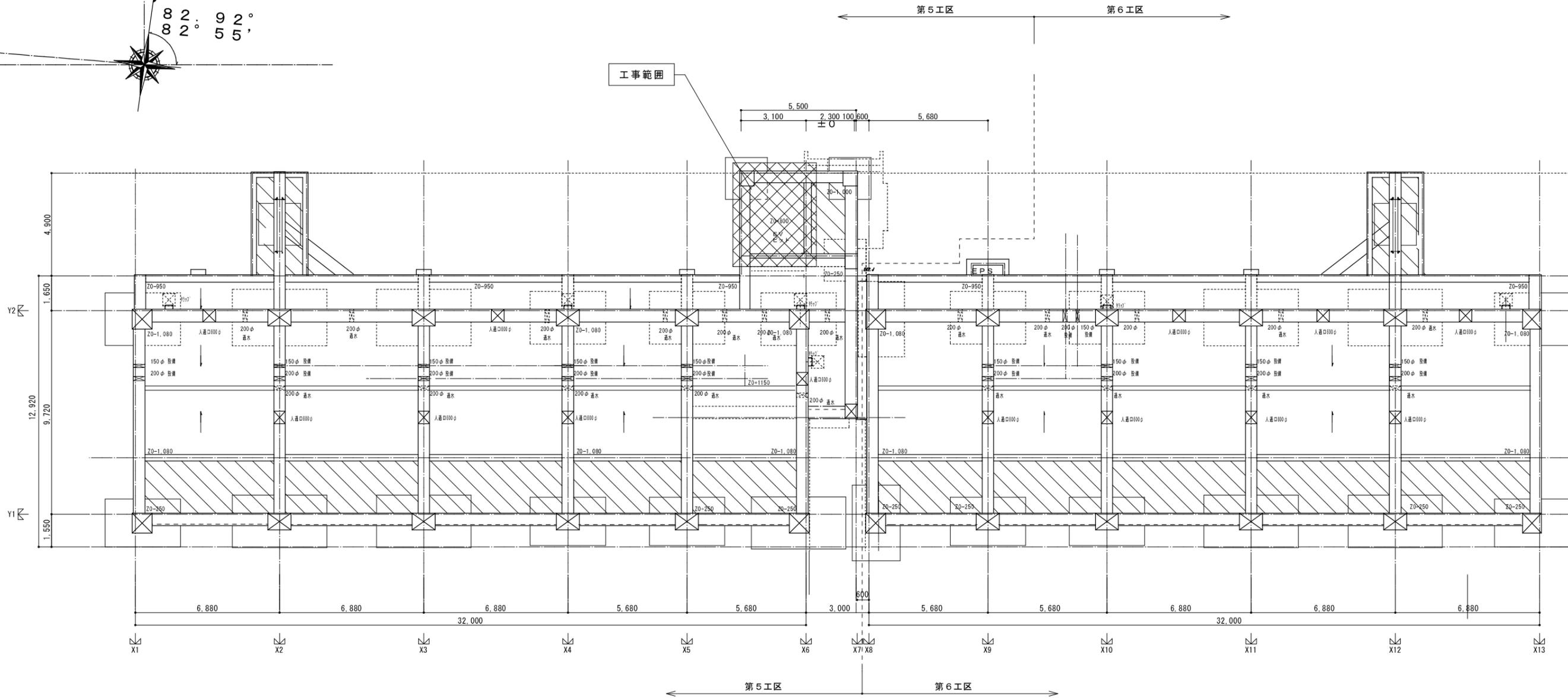
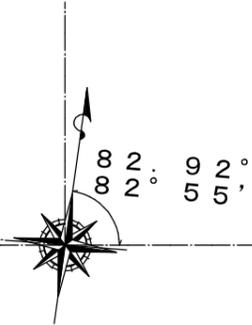


附近見取図

工事概要 (敷地全体)			
建設地	名古屋市天白区福池一丁目80番		
用途地域	第一種住居地域		
防火指定	準防火地域		
地域地区	31m高度地区、緑化地域		
敷地全体	敷地面積	4,640.45㎡	
	建築面積	931.66㎡	その他自転車置場5棟 151.20㎡ 計 1,082.86㎡
	延床面積	6,619.77㎡	その他自転車置場5棟 151.20㎡ 計 6,770.97㎡
	建蔽率	23.34%	許容建蔽率 60.00%
	容積率	132.37%	許容容積率 200.00%
	2DK-40戸 3DK-60戸		

凡例	
記号	内容
	エレベーター工事範囲

一級建築士登録番号 第142242号 構造設計一級建築士登録番号 第2153号 小田一之 印	株式会社岡田建築計画事務所 一級建築士登録番号 第56555号 岡田 皓一	野並住宅エレベーター工事 (第5・6工区) 全体配置図・工事概要	図面番号 ELV-01
一級建築士登録番号 第208488号 構造設計一級建築士登録番号 第3423号 桑原史明 印	一級建築士登録番号 第201279号 構造設計一級建築士登録番号 第3379号 馬場祥也 印	縮尺 A1 1/600 A3 1/1200	愛知県建設部建築局公営住宅課
検 印 岡 印	製 印 岡 印	設 計 H28年 3月	



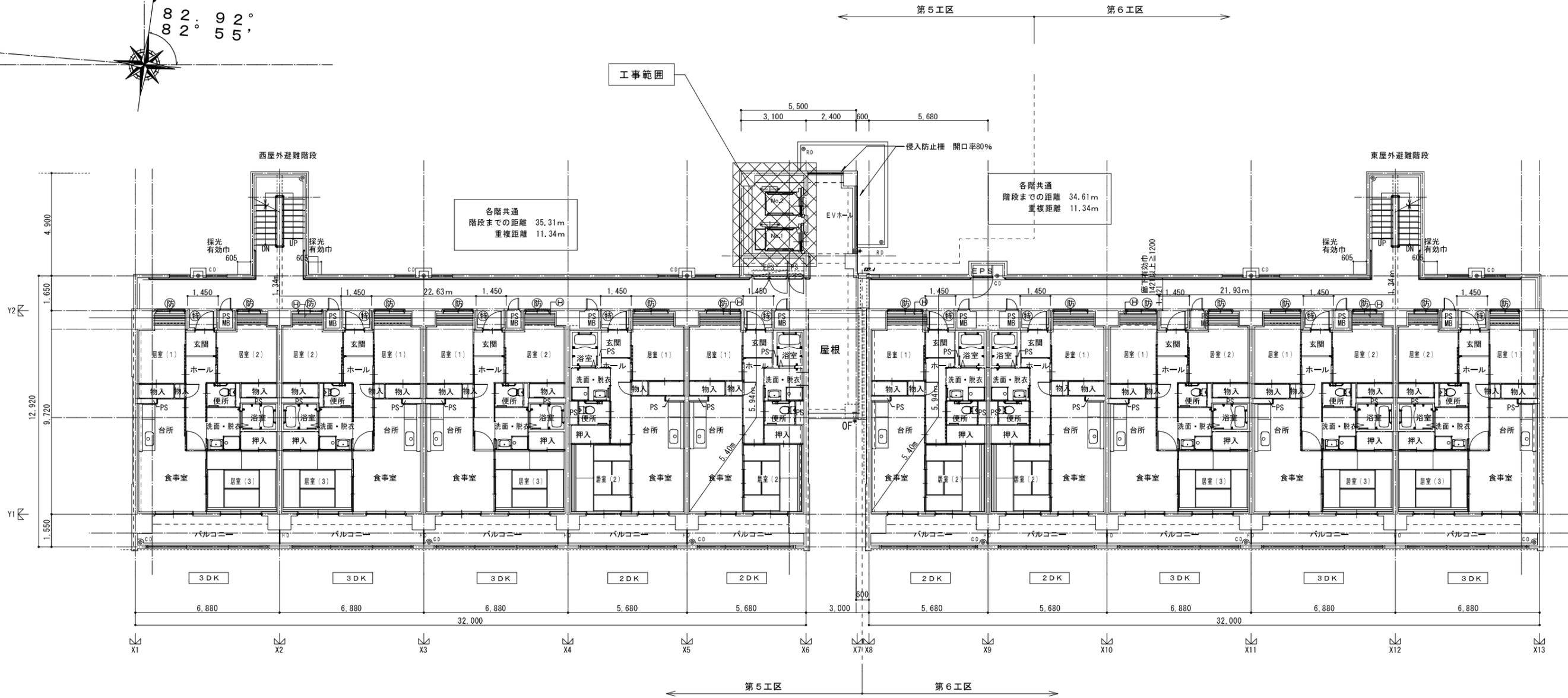
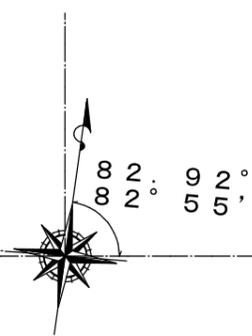
凡例 (共通)		階下 (スロープ)		特定防火設備 常時閉鎖		主要構造部	
RC壁	RC壁 (W=100)	内法有効幅員 1400以上: (*1)	特定防火設備 常時閉鎖	壁	鉄筋コンクリート造 (t=120以上)	柱	鉄筋コンクリート造
LG S下地盤	ABC10型消火器 (フックハント付)	スロープ 有効幅員 1500以上: (*2)	特定防火設備 常時閉鎖 避難機能付	防	防火設備 常時閉鎖	床	鉄筋コンクリート造 (t=150以上)
丸理 SUS製 100φ	防犯カメラ (設計GL=1.0, 平均GL=1.0)	主要出入口 有効幅員 1500以上: (*3)	防火設備 網入格子	防	防火設備 網入格子	梁	鉄筋コンクリート造
10.00	現況地盤高	階段 有効幅員 900以上、踏面240以上、蹴上200以下	非常用出入口にかわる開口部 (S.46.12.3 住居発 85)	【二】	建設省告示第1436号 四-HA-【二】 (排煙)	屋根	鉄筋コンクリート造 (t=180以上)
10.00	現況地盤高	ガス管工事 56号 1099号に基づき施工する	手組 (H=800) を設置			階段	鉄筋コンクリート造
10.00	現況地盤高	区画貫通 配管区画貫通部は平成12年告示1422号に基づき施工する				住戸間昇降	鉄筋コンクリート造 (t=180以上)
10.00	現況地盤高	PS・MB EPS					
10.00	現況地盤高	※各住戸において外部に面する居室には全て24時間換気用給気口を設置する。					
10.00	現況地盤高	※エントランスホールについては、屋内的用途に供しない管理をする。					

特定防火設備の記号は下記による。
 TD - 避難用=U100φ
 RD - 一般用=U100φ
 FD - フックハント付
 YD - 避難用=U100φ
 CD - 中継用 (水圧調整用タイプ)
 HD - 網理 タイプ=U100φ
 OF - オートフロー ステンレス50φ

200φ 排水 YP200φ
 200φ 排水 YP200φ

凡例	
記号	内容
	エレベーター工事範囲

一級建築士登録番号 第142242号 構造設計一級建築士登録番号 第2153号 小田一之 一級建築士登録番号 第208488号 構造設計一級建築士登録番号 第3423号 泉原史明 一級建築士登録番号 第201279号 構造設計一級建築士登録番号 第3379号 高橋祥也	株式会社岡田建築計画事務所 一級建築士登録番号 第56555号 岡田 皓一 検 印 製 印 設 計 H 2 8 年 3 月	野並住宅エレベーター工事 (第5・6工区) ビット平面図 縮尺 A1 1/100 A3 1/200 愛知県建設部建築局公営住宅課	図面番号 ELV-02
--	---	--	----------------



凡例 (共通)		主要構造部		防火設備		その他	
RC壁	RC壁 (W=100)	鉄筋コンクリート造 (t=120以上)	鉄筋コンクリート造 (t=150以上)	特定防火設備 常時閉鎖	特定防火設備 常時閉鎖 避難機付	住戸内部の居室出入口有効巾は800mm以上とする。	住戸内部の床は、Zn+125(量は128)とし段差無しとする。
CGS下地盤	CGS下地盤	鉄筋コンクリート造 (t=150以上)	鉄筋コンクリート造 (t=180以上)	防火設備 常時閉鎖	防火設備 常時閉鎖	住戸内玄関部分段差は20mmとする。	住戸内玄関ドアは片開きSD(特定防火設備・常閉・スリット無し)とする。サイズ: W=850 H=1,900
ABC10型消火器 (フック付)	ABC10型消火器 (フック付)	鉄筋コンクリート造 (t=180以上)	鉄筋コンクリート造 (t=180以上)	防火設備 網入換子	防火設備 網入換子	住戸玄関ドアは片開きSD(特定防火設備・常閉・スリット無し)とする。サイズ: W=850 H=1,900	住戸玄関ドアは片開きSD(特定防火設備・常閉・スリット無し)とする。サイズ: W=850 H=1,900
丸型 SUS製 100φ	丸型 SUS製 100φ	住戸間居室	住戸間居室	非常用出入口にかわる開口部 (S. 4.6, 1.2, 3 住建発 85)	非常用出入口にかわる開口部 (S. 4.6, 1.2, 3 住建発 85)	非常用出入口: 昭和46年12月3日住建発第85号による。(▼: 左記による進入可能な部分を示す)	非常用出入口: 昭和46年12月3日住建発第85号による。(▼: 左記による進入可能な部分を示す)
10.00	10.00	住戸間居室	住戸間居室	建設者番号1436号 四-ハ-二 (特種)	建設者番号1436号 四-ハ-二 (特種)	EVの扉は各階 遮煙性能無 防火設備	EVの扉は各階 遮煙性能無 防火設備
梁打継目地 シール打	梁打継目地 シール打	住戸間居室	住戸間居室				
床下点検口 (タラップ: SUS)	床下点検口 (タラップ: SUS)	住戸間居室	住戸間居室				
SUS304 22φ, W=300 4段	SUS304 22φ, W=300 4段	住戸間居室	住戸間居室				

詳細な記号は下記による。
 TD - 屋根カウチU100φ
 RD - U-フロア
 FD - フロアレン
 YD - 吸引ファン
 CD - 中継ファン (北地盤タイプ)
 (規格: 全径φ1000φ)
 HD - 扇形ファン (14VP (7.625kg))
 (規格: 全径φ800φ)
 OF - オートマチック
 SUS304 22φ

凡例	
記号	内容
⊗	エレベーター工事範囲

一級建築士登録番号 第142242号 構造設計一級建築士登録番号 第2153号 小田一之 一級建築士登録番号 第208488号 構造設計一級建築士登録番号 第3423号 泉原史明 一級建築士登録番号 第201279号 構造設計一級建築士登録番号 第3379号 高橋祥也	株式会社岡田建築計画事務所 一級建築士登録番号 第56555号 岡田 皓一 検 印 製 印 設 計 H 2 8 年 3 月	野並住宅エレベーター工事 (第5・6工区) 2階平面図 縮尺 A1 1/100 A3 1/200 図面番号 ELV-04 愛知県建設部建築局公営住宅課
--	---	--